

北上市告示乙第13号

北上市駐車場条例第12条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和5年2月24日

北上市長 高橋敏彦

1 施設の名称

本通り駐車場

2 指定管理者

北上市本通り二丁目2番1号

北上都心開発株式会社

3 適用開始時期

令和5年4月1日

ただし、事前の手続（回数駐車券及び定期駐車券の発行手続を含む。）については承認の日から行うことができる。

4 適用する利用料金

普通自動車、小型自動車及び軽自動車に対して次の料金を適用する。

(1) 駐車料金

駐車時間1時間までごとに100円とする。ただし、午前1時から午前7時までは1時間につき50円とする。

(2) 回数駐車券

種別	枚数	販売額
1時間利用券	1枚	100円
2時間利用券	1枚	200円

(3) 定期駐車券

種類	使用時間	使用期間	販売額	摘要
全日A1	午前零時から午後12時まで	1か月	7,500円	
全日A2	午前零時から午後12時まで	6か月	43,000円	途中解約は認めない。
全日A3	午前零時から午後12時まで	12か月	86,000円	途中解約は認めない。
全日B1	午前零時から午後12時まで	1か月	6,000円	東館6階以上に限る。
全日B2	午前零時から午後12時まで	6か月	34,000円	東館6階以上に限る。 途中解約は認めない。

全日 B 3	午前零時から午後12時まで	12か月	68,000円	東館 6 階以上に限る。 途中解約は認めない。
夜間	午後 6 時から翌日午前 9 時まで	1 か月	4,000円	
夜間	午後 6 時から翌日午前 9 時まで	6 か月	22,000円	途中解約は認めない。
夜間	午後 6 時から翌日午前 9 時まで	12か月	44,000円	途中解約は認めない。

備考 全日 B については、概ね600台程度を限度とする。